

(地域伝統芸能等通訳案内業者認定規則の一部改正)

第百九十条 地域伝統芸能等通訳案内業者認定規則(平成四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第一号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「~~運輸令~~」を「~~国土交通令~~」に改める。

第二号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「~~運輸令~~」を「~~国土交通令~~」に改める。

第三号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に改める。

(国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正)

第百九十一条 国際観光ホテル整備法施行規則(平成五年運輸省令第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正)

第百九十二条 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成五年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正)

第百九十三条 船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(小型船舶安全規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第百九十四条 小型船舶安全規則等の一部を改正する省令(平成六年運輸省令第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「命令」を「国土交通省令」に改める。

附則第三条第六項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第四条中「命令」を「国土交通省令」に改める。

(船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第四項の船舶の範囲を定める省令の一部改正)

第百九十五条 船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第四項の船舶の範囲を定める省令(平成六年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第百九十六条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第百九十七条 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成六年運輸省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第百九十八条 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に改める。

(指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令の一部改正)

第百九十九条 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令(平成七年運輸省令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行政官庁」を「地方運輸局長(海運監理部長を含む)」に改める。

(貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正)

第二百条 貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局(海運監理部を含む。次項において同じ)」の陸運支局又は海運支局」を「陸運支局又は海運支局」に改め、同条第二項中「地方運輸局の陸運支局又は海運支局」を「陸運支局又は海運支局」に改める。

第一号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成八年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(特定鉄道施設に係る耐震補強に関する省令の一部改正)

第二百二条 特定鉄道施設に係る耐震補強に関する省令(平成八年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく運輸省令の適用関係の整理に関する省令の一部改正)

第二百三条 排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく運輸省令の適用関係の整理に関する省令(平成八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第二条中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百四条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百五条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第二百六条 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成九年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

第一号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「~~運輸令~~」を「~~国土交通令~~」に改める。

第二号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「~~運輸令~~」を「~~国土交通令~~」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に改める。

第五号様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「~~運輸令~~」を「~~国土交通令~~」に改める。

(外国人観光旅客の来訪地域が多様化の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第二百七条 外国人観光旅客の来訪地域が多様化の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成九年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三条第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三条第一項第四号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。